

財政制度等審議会 財政投融资分科会
編成上の論点

地方公共団体

平成27年10月29日
財務省理財局

(機関名：地方公共団体)

[平成 28 年度要求の概要]

(単位：億円)

	28 年度 要求額 (A) 〈通常収支分〉	27 年度 計画額	うち	増減(△)額 (A) - (B)
			通常収支分 (B)	
事業規模	115,822	122,064	119,242	△3,420
財政投融资①	29,500	32,690	30,381	△881
財政融資	29,500	32,690	30,381	△881
産業投資	—	—	—	—
政府保証	—	—	—	—
自己資金等②	86,322	89,374	88,861	△2,539
地方公共団体金融機構資金	18,600	19,710	19,197	△597
市場公募	38,800	40,000	40,000	△1,200
銀行等引受	28,922	29,664	29,664	△742
再計 (①+②)	115,822	122,064	119,242	△3,420

(備考)「通常収支分」にかかる計数は、平成 28 年度の予算編成の内容、地方財政をめぐる動向等に対応し、全体として所要の修正が行われることになる。

また、「東日本大震災分」については、例年同様、現時点では、別途策定することとされており、事項要求となっている。

[編成上の論点]

論点 1

臨時財政対策債は、地方の財源不足額を補填するものであることに鑑み、資源配分機能を有する財政融資資金としては、引き続き抑制的な配分とすべきでないか。

論点 2

総務省の「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」において、国の予算等貸付金債・特別転貸債への届出制度の導入や、民間等資金債の届出基準の緩和の検討が行われているが、財政融資資金の適切な管理運用や償還確実性の観点から問題はないか。

編成上の論点

(機関名：地方公共団体)

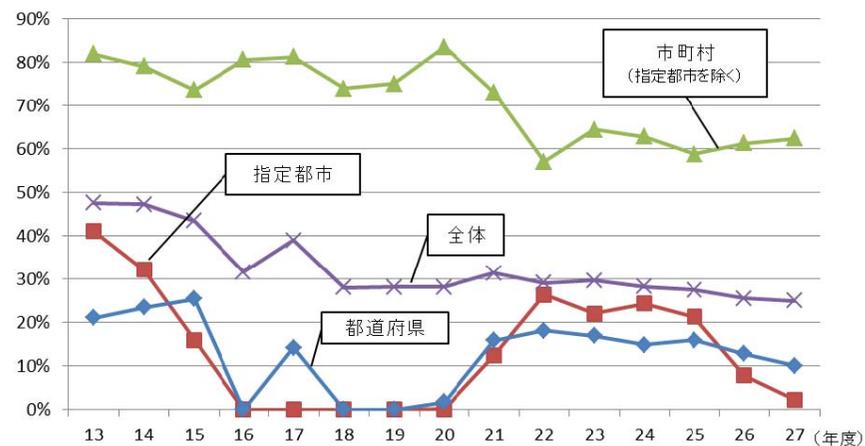
要求の内容	論 点																																																																																																																							
<p>平成 28 年度地方債計画（案）において、臨時財政対策債については、「平成 28 年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」に基づき、4 兆 4, 290 億円を計上。平成 27 年度当初計画における財政融資資金の構成比（25.0%）に基づき、財政融資 1 兆 1, 100 億円を要求。</p> <p>(参考) 地方債計画における臨時財政対策債の推移</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地方債計画 総額 A</th> <th>政府資金 B</th> <th>臨時債 C</th> <th>政府資金 D</th> <th>地方債計画 に占める 政府資金 B/A</th> <th>臨時債 に占める 政府資金 D/C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>164,998</td><td>78,100</td><td>14,488</td><td>7,244</td><td>47.3%</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td>14</td><td>165,239</td><td>76,000</td><td>32,261</td><td>14,517</td><td>46.0%</td><td>45.0%</td></tr> <tr><td>15</td><td>184,845</td><td>76,900</td><td>58,696</td><td>23,478</td><td>41.6%</td><td>40.0%</td></tr> <tr><td>16</td><td>174,843</td><td>56,000</td><td>41,905</td><td>12,572</td><td>32.0%</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>17</td><td>155,366</td><td>47,200</td><td>32,231</td><td>9,669</td><td>30.4%</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>18</td><td>139,466</td><td>38,500</td><td>29,072</td><td>8,722</td><td>27.6%</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>19</td><td>125,108</td><td>32,800</td><td>26,300</td><td>7,890</td><td>26.2%</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>20</td><td>124,776</td><td>32,400</td><td>28,332</td><td>8,500</td><td>26.0%</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>21</td><td>141,844</td><td>39,340</td><td>51,486</td><td>15,446</td><td>27.7%</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>22</td><td>158,976</td><td>43,390</td><td>77,069</td><td>22,351</td><td>27.3%</td><td>29.0%</td></tr> <tr><td>23</td><td>137,340</td><td>37,310</td><td>61,593</td><td>17,860</td><td>27.2%</td><td>29.0%</td></tr> <tr><td>24</td><td>140,301</td><td>38,870</td><td>61,333</td><td>17,170</td><td>27.7%</td><td>28.0%</td></tr> <tr><td>25</td><td>136,878</td><td>36,810</td><td>62,132</td><td>17,086</td><td>26.9%</td><td>27.5%</td></tr> <tr><td>26</td><td>129,827</td><td>34,530</td><td>55,952</td><td>14,270</td><td>26.6%</td><td>25.5%</td></tr> <tr><td>27</td><td>122,064</td><td>32,690</td><td>45,250</td><td>11,318</td><td>26.8%</td><td>25.0%</td></tr> <tr style="background-color: #ffff00;"><td>28 (要求)</td><td>115,822</td><td>29,500</td><td>44,290</td><td>11,100</td><td>25.5%</td><td>25.1%</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※政府資金は、13年度～18年度においては、財政融資資金の他、郵貯資金及び簡保資金を含む。</p>	年度	地方債計画 総額 A	政府資金 B	臨時債 C	政府資金 D	地方債計画 に占める 政府資金 B/A	臨時債 に占める 政府資金 D/C	13	164,998	78,100	14,488	7,244	47.3%	50.0%	14	165,239	76,000	32,261	14,517	46.0%	45.0%	15	184,845	76,900	58,696	23,478	41.6%	40.0%	16	174,843	56,000	41,905	12,572	32.0%	30.0%	17	155,366	47,200	32,231	9,669	30.4%	30.0%	18	139,466	38,500	29,072	8,722	27.6%	30.0%	19	125,108	32,800	26,300	7,890	26.2%	30.0%	20	124,776	32,400	28,332	8,500	26.0%	30.0%	21	141,844	39,340	51,486	15,446	27.7%	30.0%	22	158,976	43,390	77,069	22,351	27.3%	29.0%	23	137,340	37,310	61,593	17,860	27.2%	29.0%	24	140,301	38,870	61,333	17,170	27.7%	28.0%	25	136,878	36,810	62,132	17,086	26.9%	27.5%	26	129,827	34,530	55,952	14,270	26.6%	25.5%	27	122,064	32,690	45,250	11,318	26.8%	25.0%	28 (要求)	115,822	29,500	44,290	11,100	25.5%	25.1%	<p>論点 1</p> <p>臨時財政対策債は、地方の財源不足額を補填するものであることに鑑み、資源配分機能を有する財政融資資金としては、引き続き抑制的な配分とすべきでないか。</p> <p>[論点に対する考え方]</p> <p>○ 臨時財政対策債については、従来から、財投分科会において、赤字補填の性格を有することを踏まえ、資源配分機能を有する財政融資資金としては引き続き抑制的な関与とすべき、と指摘がなされているところ。</p> <p>(参考 1) 「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」(平成 26 年 6 月 17 日 財政投融资分科会)</p> <p>IV. (3) ii. 資金使途に着目した重点化</p> <p>臨時財政対策債は、各団体が責任を有している借金であることに変わりはなく、また、赤字補填の性格を有することを踏まえると、財政融資資金としては引き続き抑制的な関与にとどめ、資金調達能力の低い地方公共団体、特に指定都市を除く市町村に対しては、柔軟に対応していく。</p>
年度	地方債計画 総額 A	政府資金 B	臨時債 C	政府資金 D	地方債計画 に占める 政府資金 B/A	臨時債 に占める 政府資金 D/C																																																																																																																		
13	164,998	78,100	14,488	7,244	47.3%	50.0%																																																																																																																		
14	165,239	76,000	32,261	14,517	46.0%	45.0%																																																																																																																		
15	184,845	76,900	58,696	23,478	41.6%	40.0%																																																																																																																		
16	174,843	56,000	41,905	12,572	32.0%	30.0%																																																																																																																		
17	155,366	47,200	32,231	9,669	30.4%	30.0%																																																																																																																		
18	139,466	38,500	29,072	8,722	27.6%	30.0%																																																																																																																		
19	125,108	32,800	26,300	7,890	26.2%	30.0%																																																																																																																		
20	124,776	32,400	28,332	8,500	26.0%	30.0%																																																																																																																		
21	141,844	39,340	51,486	15,446	27.7%	30.0%																																																																																																																		
22	158,976	43,390	77,069	22,351	27.3%	29.0%																																																																																																																		
23	137,340	37,310	61,593	17,860	27.2%	29.0%																																																																																																																		
24	140,301	38,870	61,333	17,170	27.7%	28.0%																																																																																																																		
25	136,878	36,810	62,132	17,086	26.9%	27.5%																																																																																																																		
26	129,827	34,530	55,952	14,270	26.6%	25.5%																																																																																																																		
27	122,064	32,690	45,250	11,318	26.8%	25.0%																																																																																																																		
28 (要求)	115,822	29,500	44,290	11,100	25.5%	25.1%																																																																																																																		

要求の内容

論 点

- 過去、都道府県・指定都市が発行する臨時財政対策債の財政融資資金による引受けは抑制していたところであるが、リーマン・ショック後の危機対応に伴い、再び引受けを増加させたところである。その後の臨時財政対策債の財政融資資金による引受け割合（団体別）を見ると、日本経済が平時に戻る中で、指定都市についてはリーマン・ショック以前の水準に戻りつつあるのに対して、都道府県については依然高止まりしている。
- 臨時財政対策債の財政融資資金による引受けについては、資金調達能力の低い一般市町村からの引受けには柔軟に対応しつつも、都道府県からの引受けは、指定都市からの引受けと共に減少させ、全体として引き続き抑制的な関与とすべきではないか。

（参考 2）臨時財政対策債の財政融資資金による引受け割合（団体別）の推移



(注1) 26・27年度は同意等予定額ベース。(注2) 13年度～18年度は郵貯資金及び簡保資金を含む。
 (出典) 13年度～25年度は各年度「地方債統計年報」、26・27年度は財務省資料

要求の内容	論 点
<p>[地方債協議制度見直しの経緯]</p> <p>○ 平成 23 年 8 月に、民間等資金債の届出制度を定めた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 2 次一括法)が成立し、その附則第 123 条において、施行後 3 年を経過した場合に、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、地方債の発行に対する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行うことが定められている。</p> <p>これを受け、総務省は、平成 26 年 11 月より「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」において本件について議論を行っており、本年 11 月に当研究会の報告書を取りまとめ、来年の通常国会において所要の法改正を行う予定。</p> <p>(参考) 第 2 次一括法 附則 第 123 条 政府は、第 15 条の規定の<u>施行後 3 年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高める観点から、同法第 5 条の 3 第 1 項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>論点 2</p> <p>総務省の「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」において、国の予算等貸付金債・特別転貸債への届出制度の導入や、民間等資金債の届出基準の緩和の検討が行われているが、財政融資資金の適切な管理運用や償還確実性の観点から問題はないか。</p> <p>[論点に対する考え方]</p> <p>○ 地方公共団体が地方債を起債するときには、原則、都道府県・指定都市は総務大臣と、市町村は都道府県知事と、協議することが必要とされている。協議に係る同意に当たっては、あらかじめ総務省・財務省の間で協議が行われ、その際に財政融資資金の配分調整を行っている。なお、財政状況が良好な地方公共団体が行う民間等資金債の起債については、平成 24 年度より、協議を不要とし、事前届出が認められている。</p> <p>○ 国の予算等貸付金債は、各貸付金の根拠法に基づき、国の予算・政府関係機関・特殊法人・独立行政法人から地方公共団体に貸し付けられる地方債であり、その全額が国の予算等により引き受けられることから、地方向け財政融資資金は関与せず、その配分調整の問題は生じない。このため、国の予算等貸付金債を届出制度の対象としても問題ないのではないか。</p>

要求の内容	論 点
<p>○ 総務省は、現時点において、以下の見直しを行う方向。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 国の予算等貸付金債・特別転貸債に届出制度を導入する。 － 民間等資金債の届出基準を以下のとおり緩和する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質公債費比率の届出基準 16%を許可基準 18%まで緩和。 ・ 将来負担比率の届出基準 300%（200%）を早期健全化基準 400%（350%）まで緩和（カッコ内の数字は一般市町村の基準）。 ・ 協議不要基準額は廃止。 <p>（参考）実質赤字比率・資金不足比率・連結実質赤字比率については、現在の届出基準 0%が黒字・赤字の境界点であるため、基準の緩和は行わない。</p>	<p>○ 特別転貸債は、地方公共団体が特定の地方道路公社等に対し、所管省庁の要綱等に従い、総事業費の一定割合を融資するための資金を調達する地方債であり、その全額が財政融資資金により引き受けられることから、他の事業債に対する財政融資資金の配分に影響を与えないようにする必要がある。</p> <p>このため、例えば、地方債計画策定の段階で各地方公共団体に対する特別転貸債の配分額を積み上げ、その計画額の範囲内で運用することが必要ではないか。これが困難な場合の代替策としては、どのようなものが考えられるか。</p> <p>○ 民間等資金債の届出基準を緩和する場合、地方債の発行が急増することで、地方公共団体の財政状況が悪化し、財政融資資金の償還確実性に影響を与えないか。</p>